

吉野町起業支援補助金 申請および手続きの流れ

※ 事業実施前に、産業観光課へご相談ください。

① 補助金申請

- 提出書類
 - 吉野町起業支援補助金交付申請書（第1号様式）
 - 事業計画書（第2号様式）
 - 収支予算書（第3号様式）
 - 資金計画書（第4号様式）
 - 募集要項記載の添付書類

※メール又は郵送で提出して下さい。



② 審査会の実施

概ね2週間後

審査会を経て、補助金交付を決定します。

- 申請者によるプレゼンテーション
- 審査員との質疑応答
- 採点



□ 交付決定

吉野町起業支援補助金交付決定通知書(第5号様式)を送付します。

③ 事業着手

事業着手と同時に「事業着手届」提出してください。

- 提出書類
 - 事業着手届

※ 事業に変更が生じた場合

産業観光課へ早めにご相談ください。

- 提出書類
 - 吉野町起業支援補助金変更承認申請書（第7号様式）
 - 変更内容の確認できる書類
 - 変更収支予算書

↓

変更の承認

申請内容の確認後、適切であると判断した場合は、吉野町起業支援補助金変更承認通知書（第8号様式）を送付します。

※ 承認通知を受けてから変更事業に着手してください。

④ 事業完了

事業完了日：3月31日まで

↓

事業完了後は、速やかに「事業完了届」を提出してください。

○ 提出書類

■ 事業完了届

■ 事業の実施記録

⑤ 事業実績報告

事業完了後 30日以内

↓

事業完了後30日以内に「実績報告書」を提出してください。（最終期限：当年度3月31日）

○ 提出書類

■ 吉野町起業支援補助金実績報告書（第9号様式）

■ 収支決算書

■ 領収書等の写し

■ 事業実施の記録（写真・チラシなど）

補助金額の確定

↓

実績報告書の内容を審査し、適正であると認められた事業に対し「吉野町起業支援補助金交付確定通知書（第10号様式）」を送付します。

⑤ 補助金の送金（口座振込み）

確定通知を受けてから「請求書」を提出してください。

○ 提出書類

■ 吉野町起業支援補助金交付請求書（第11号様式）

お問い合わせ・申請

吉野町役場 産業観光課

〒639-3192 奈良県吉野郡吉野町大字上市80番地の1

TEL：(0746) 32-3081(代) FAX：(0746) 32-8855

E-mail：sangyou3@town.yoshino.lg.jp